

安城市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月30日

安城市長 三星元人

安城市規則第19号

安城市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

安城市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年安城市規則第28号）の一部を次のように改正する。

第15条第3項中「14の項並びに別表第4の2の項及び3の項」を「15の項から17の項まで」に改める。

別表第3の16の項中「5の項及び6の項」を「1の項及び2の項」に改め、同項を同表の20の項とし、同表中15の項を18の項とし、同項の次に次のように加える。

19	会計年度任用職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢 ^{しょう} 血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	その都度必要と認める期間
----	--	--------------

別表第3中14の項を15の項とし、同項の次に次のように加える。

16	<p>9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者の子を含む。以下この項において同じ。）を養育する会計年度任用職員（1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上であるものに限る。）が、その子の看護等（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話、疾病の予防を図るために必要なものとして市長が定めるその子の世話若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして市長が定める事由に伴うその子の世話を行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち市長が定めるものへの参加をすることをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>一の年度において5日（その養育する9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が2人以上の場合にあっては、10日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、市長の定める時間）の範囲内の期間</p>
17	<p>条例第8条の5第1項に規定する要介護者（以下この項において「要介護者」という。）の介護その他の市長が定める世話をを行う会計年度任用職員（1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上であるものに限る。）が、当該世話を</p>	<p>一の年度において5日（要介護者が2人以上の場合にあっては、10日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、市長の定める時間）の範囲内の期間</p>

ため勤務しないことが相当であると認められる場合	
-------------------------	--

別表第3中13の項の次に次のように加える。

14	会計年度任用職員が生後1年に達しない子を育てる場合	1日2回それぞれ30分（男性の会計年度任用職員にあっては、その子の当該会計年度任用職員以外の親（当該子について民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第1号に規定する養育里親である者（同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組里親として委託することができない者に限る。）若しくは養子縁組里親である者を含む。）が当該会計年度任用職員がこの項の休暇を使用しようとする日におけるこの項の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの時間を差し引いた時間）
----	---------------------------	---

別表第4中1の項から4の項までを削り、5の項を1の項とし、同表の6の項中

「又は疾病」を「若しくは疾病又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。）による負傷若しくは疾病」に改め、「その都度必要と認める期間」を「上記に同じ。」に改め、同項を同表の2の項とする。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。